

第1章 史跡広島城跡保存活用計画策定の前提

広島城跡は現在の広島市中心市街地の北側に位置する。天正17(1589)年、毛利輝元による太田川河口の五ヶ村への築城着手が、広島城とその城下町の形成と発展の始まりであり、明治期以降軍により一部改変を受けたものもあるが、原爆投下直前まで天守を始め江戸期の姿をとどめるものが存在していた。

原爆投下により広島城を構成するほとんどのものが失われたが、石垣など文化財的な価値は失われず残ったものもあり、また、被爆の実相を後世に伝える遺跡として、何物にも代えがたい財産である。

広島城跡では、昭和63(1988)年4月に策定された「史跡広島城跡保存管理計画」(以下「保存管理計画」)及び平成元(1989)年3月に策定された「史跡広島城跡整備基本計画」(以下「整備基本計画」)に従い、史跡の保存管理と整備事業を実施してきたが、平成30(2018)年に文化財保護法が一部改正され、個別の文化財の保存活用計画の策定制度が明文化された。これにより個々の文化財の適性に即した整備活用を図るため、文化財保存活用計画の策定とその運用の重要性はますます高まっている。広島市では、今後の広島城跡の保存活用の指針とするために、「保存管理計画」の内容を見直し、新たに「史跡広島城跡保存活用計画」(以下「保存活用計画」)を策定するものである。

第1節 史跡広島城跡保存活用計画策定の沿革と目的

1 計画策定の沿革

広島城を中心とした城下町は17世紀中頃には既に5万人の人口を擁していたとされ、江戸時代の大半が浅野42万石の城下町であった。

近代の広島は軍都としての性格のもと、中四国地方の中心都市としての道を歩み続け、広島城はその中心として軍用地に大きく改変されたが、日清戦争に際し大本営が設けられた本丸を含む内堀とその内部遺構等は、基本的形態を保ち続け、残された天守とともにその後の広島の歴史を見守り続けることになる。

昭和20(1945)年8月6日、広島に投下された原爆により長い歴史を通じて形成された都市空間の大半が破壊され、築城以来広島の歴史を見守り続けて来た広島城の天守も失われた。

広島城は市の中心部に残された数少ない歴史的遺産の一つとして、昭和28(1953)年に国の史跡に指定され、昭和33(1958)年には、「国際平和文化都市」を都市像に復興事業を重ねてきた広島のシンボルとして天守が復元された。天守の内部は「広島城郷土館」として整備され、博物館類似施設として位置付けられた。その後、昭和58(1983)年の「広島市博物館群構想」を経て、平成19(2007)年6月に広島県教育委員会の博物館登録原簿に登録され、正式な博物館となっている。

築城400年を契機として、昭和63年4月に策定された「保存管理計画」では、史跡広島城跡について、『広島を訪れる多くの人々に被爆の実態を知らせると同時に、被爆によって破壊される以前の広島の歴史・文化を知らせる「ヒロシマ」の使命を与えられた存在』として、広島のまちづくりに大きな役割を果たし続けて来た城跡を、長い将来にわたって適切に保存管理し、有効に活用するための基本的方針を明らかにした。

この「保存管理計画」の方針に則り、史跡の総合的整備を計画的に実施する指針として、平成元年3月に「整備基本計画」が策定され、これに基づく整備が進められてきた。「整備基本計画」の策定後、発掘調査の成果等により新たな知見が得られ、これを踏まえて史跡の本質的価値を見直し、社会情勢の変化による史跡等への社会的要請の変化にも柔軟に対応し、検討していくことが必要となっている。

2 計画策定の目的

昭和 63 年の「保存管理計画」の策定から既に 30 年以上が経過し、史跡広島城跡を取り巻く周辺環境も大きく変化した。平成 7 (1995) 年には史跡指定対象が第 2 次世界大戦終結までに改正されたことに伴い、原爆ドームが史跡指定され、翌平成 8 (1996) 年世界遺産への登録が決定した。

近年まちづくりに関する市民の関心が高まりつつある中で、市街地の中心に立地する本史跡についても、史跡の適切な保存管理とともに、地域の活性化に資することが求められている。広島城跡は中央公園の北東部に立地するが、この公園は、憲法 95 条の特別法として制定された「広島平和記念都市建設法」に規定する「平和記念都市建設計画」に基づき、世界恒久平和を祈念する平和記念公園とともに整備された経緯を持っている。

【図 1：平和記念公園と中央公園の整備】

中央公園においては、令和 2 (2020) 年 3 月「中央公園の今後の活用に係る基本方針」により、都市公園の再整備に係る方針が示され、「にぎわいの空間」、「くつろぎの空間」、「文化を醸し出す空間」という 3 つの空間特性を活用方針として示した。この方針では、史跡広島城跡周辺は「文化を醸し出す空間」の中心となっており、令和 2 年 5 月に「広島城基本構想」（以下、「基本構想」）を策定し、「整備基本計画」で詳細に示されていなかった三の丸の取扱いや、最新技術を活用した取組、優先的に実施する整備などについて新たに方針を示した。特に三の丸地区については、「にぎわいの空間」とのバッファゾーンとなり、令和 3 (2021) 年 7 月「三の丸整備計画」を策定し、三の丸整備と運営管理に係る基本的な条件を定めている。

一方で、近年自然災害や火災等によって各地で貴重な文化財に被害が発生し、文化財を取り巻く防災や防火・防犯対策等の環境整備も喫緊の課題となっている。

このような背景のもと、「保存活用計画」では、中央公園の目指す多機能で複合的な空間づくりとの整合性を図りながら、城跡の保存・管理に係る方針を定めるとともに、史跡を最大限に活用した都市のランドデザインを示し、整備活用及び景観誘導についての理念を具体化することを目指す。管理団体、所有者その他の文化財保護行政に関わる利害関係者が国指定等文化財の保存及び活用に組織的に取り組むための共通事項を明示し、その保存や整備に関する将来的な方針を明らかにすることが必要となる。具体的には、史跡広島城跡の基本情報と保存管理活用について現況の整理を踏まえ、今後に向けた「保存管理活用の基本方針」を定める。それを基に「整備の基本的な考え方」を示すとともに、「文化財保護に係る諸手続き（現状変更等の考え方及びその適用区域等）」と「運営の体制」について明確に示す。

【図 2：「中央公園の今後の活用に係る基本方針」における広島周辺の位置付け】

第 2 節 計画期間

計画期間は令和 5 年度から令和 14 年度までの 10 年間とし、史跡の構成要素となる文化財ごとに個別に設定する。期間の終了時には記載内容を見直し評価する。

第 3 節 計画の対象とする区域

本計画の対象範囲は基本的に史跡広島城跡の範囲とする。三の丸を除く史跡周囲の緑地帯については、史跡と一体的な整備活用を目指す。また元の城郭の範囲（西は太田川、北・東・南は外堀）と、史跡が含まれる中央公園から平和記念公園一帯、東側に位置する縮景園、旧城下町範囲については、連携した活用を検討する範囲として捉える。【図 3：史跡範囲と計画対象範囲】

第4節 会議の設置・経緯

1 会議の設置

「保存活用計画」の策定にあたっては、史跡広島城跡の保存活用・整備のあり方について、学識経験者からの意見を幅広く聞くため、「史跡広島城跡保存活用会議」（以下、「活用会議」）において検討を行った。

表1 史跡広島城跡保存活用会議委員

区分	細分	専門分野	氏名	職業等
建造物		建築史	三浦 正幸	広島大学名誉教授 広島市文化財審議会委員、元広島城のあり方に関する懇談会座長、特別史跡名古屋城跡整備検討会議委員
記念物	日本史	日本史 (近世以降)	棚橋 久美子	広島市文化財審議会委員、広島国際学院大学学術研究員 史跡原爆ドーム保存技術指導委員会委員
		日本史 (近世)	三宅 正浩	京都大学大学院文学研究科准教授
	城郭	日本考古学 中・近世城郭	中井 均	滋賀県立大学名誉教授 NPO 法人城郭遺産による街づくり協議会理事長、織豊期城郭研究会代表
	石垣	土木工学	西形 達明	関西大学名誉教授 特別史跡名古屋城跡整備検討会議委員、文化財石垣保存技術協議会評議員
		史跡整備	高瀬 要一	元独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所文化遺産部長、(公財)琴ノ浦温山荘園理事長、史跡中小田古墳群保存活用・検討調整会議委員、特別史跡名古屋城跡整備検討会議委員
史跡				
埋蔵文化財		日本考古学	鈴木 康之	県立広島大学人間地域創生学部教授 広島県文化財保護審議会委員、史跡中小田古墳群保存活用・検討調整会議委員、旧中島地区被爆遺構の展示整備に関する懇談会委員
公園整備		環境デザイン	今川 朱美	広島工業大学工学部准教授 史跡中小田古墳群保存活用・検討調整会議委員、広島市緑化推進審議会委員、広島市都市デザインアドバイザー
植物学		生態・環境保全学	中越 信和	広島大学名誉教授 広島市緑化推進審議会委員、広島市森づくり推進懇談会委員、史跡中小田古墳群保存活用・検討調整会議委員
観光		地域政策	戸田 常一	安田女子大学現代ビジネス学部国際観光ビジネス学科教授、商工センター地域活性化検討会 MICE 部会アドバイザー

2 会議の経緯

「保存活用計画」の策定に当たり、庁内で作成した保存活用計画案を基に、「活用会議」の意見を踏まえ内容の検討をおこなった。「活用会議」の開催日と主な議題について以下に示す。

第1回	令和4年	2月21日	座長選任、事業概要、スケジュール
第2回	令和4年	3月30日	保存活用計画素案審議（現行計画の評価、史跡の本質的価値ほか）
第3回	令和4年	7月●日	前回会議の修正案審議、保存活用計画素案審議（保存活用の基本方針ほか）
第4回	令和4年	11月●日	前回会議の修正案陳儀、保存活用計画素案審議（史跡の保存・活用・整備の方法、運営体制の整備ほか）
第5回	令和5年	3月●日	保存活用計画全体案の審議

第5節 他の計画との関係

1 上位計画・関連計画と本計画との関係

広島市のまちづくりの基本的な方向を定め、広島市が策定する全ての計画の最上位に位置づけられる総合計画の下で推進される各種施策と整合性を持たせ、調整を図るものとする。

具体的には、中央公園のあり方との整合性を考慮しながら、史跡の保存・管理に係る方針を定めるとともに、史跡及び関連する歴史遺産を最大限に活用した都市のランドデザインに係る整備活用及び景観誘導についての理念を具体化するための指針を示す。

このため、先行する「保存管理計画」および「整備基本計画」の評価について次節で示し、「基本構想」及び史跡範囲に隣接する三の丸の具体的な活用について示した「三の丸整備計画」、「展示等基本計画」との整合を整理した上で、保存管理については、本計画の第6章でその方針を具体的に示すものとする。

なお、中央公園の整備に伴い先行して策定された令和2年5月策定の「基本構想」については、本計画の指針の一部として位置付け、令和3年7月策定の「三の丸整備計画」、令和4年1月策定の「広島城展示等基本計画」（以下、「展示等基本計画」）などについては、本計画の対象範囲において、史跡のあるべき姿を創出するための分野別計画と捉える。

【図4：上位計画および関連計画】

2 上位計画・関連計画の概要

関連する上位計画および関連計画の概要について以下に示す。

なお、史跡広島城跡に直接かかわる計画だけでなく、史跡を内包する中央公園に関連する事項、史跡縮景園など広島城に関連の深い事項、またユネスコ世界遺産の原爆ドームと平和記念公園を含めたピースツーリズムの活用に係る事項など、観光等に一体的な活用をめざすことが望ましい事項について併せて抜粋した。これらの諸計画について、関連する管理団体、所有者その他の文化財保護行政に関わる利害関係者が、国指定等文化財の保存及び活用に組織的に取り組むための共通事項を共有し、その保存や整備に関する将来的な方針を明らかにすることが必要である。

表2 計画の概要

計画書名	文化財との関連（広島城との関連）
<p>「第6次広島市基本計画」 目標年次：2020～2030年 概要：広島市基本計画は、広島市基本構想を達成するための施策の大綱を総合的・体系的に定めるとともに、本市が策定する全ての計画の基本とされ、最上位に位置付けられるものである。</p>	
第2部 まちづくりの展開	<p>第1章「平和への願い」を世界中に広げるまちづくり</p> <p>第2節 <u>「ヒロシマの心」の共有の推進</u></p> <p>2. 被爆体験の継承・伝承 被爆体験伝承者の養成や平和記念資料館の発信力の強化、広島大学旧理学部1号館における平和に関する「知の拠点」の整備、原爆ドームの保存整備、<u>被爆建物・被爆樹木の保存・継承</u>、国内外での原爆・平和展の開催、若い世代の意識啓発を目指す平和教育の実施、ユーススペースボランティアの育成、修学旅行の誘致強化や<u>ピースツーリズムの推進</u>など、被爆の実相を守り、広め、伝える取組を推進する。</p> <p>第2章 活力の創出と都市の個性の確立を目指したまちづくり</p> <p>第3節 観光の振興</p> <p>3. MICEの取組の推進 MICEに係る支援制度の強化や圏域内の<u>歴史的建造物などの魅力的な地域資源の活用</u>、MICE参加者と地元企業等との交流を促進する取組など産学公の連携、グローバルMICE都市にふさわしいMICE施設の整備に向けた検討など、MICEの取組を推進する。</p> <p>4. 誘客拡大と観光消費額の増大に向けた取組の推進</p> <p>(1) 年間を通じた誘客に向けて、宿泊客が少ない冬季や初夏における広島ならではの特色ある「食」をテーマとした観光キャンペーンの実施、<u>ピースツーリズムの推進</u>、神楽等の伝統芸能の活用、瀬戸内海の多島美など豊かな自然を生かした観光プログラムの開発等を進めるとともに、<u>築城から430年以上に及ぶ歴史・文化を伝える広島城のリニューアルを図る</u>。</p> <p>第3章 地域特性に応じた個性的な魅力を生かしたまちづくり</p> <p>第1節 <u>デルタ市街地</u>やその周辺部、中山間地、島しょ部のまちづくり</p> <p>第1項 <u>デルタ市街地の魅力あるまちづくりの推進</u></p> <p>1. 地域資源を生かしたまちづくりの推進</p> <p>(3) <u>広島城の活用</u>や西国街道を軸としたまちづくりなど、<u>歴史的資源を生かしたまちづくりを進める</u>。</p> <p>2. 良好な景観の形成</p> <p>第4章 多様な市民が生き生きと暮らせるまちづくり</p> <p>第2節 文化・スポーツの振興</p> <p>第1項 文化の振興</p> <p>3. 伝統芸能・<u>文化遺産の適切な保存・活用とその継承</u></p>

計画書名	文化財との関連（広島城との関連）
<p>「広島市実施計画」 第2期「世界に誇れる『まち』広島」創生総合戦略 策定年月日：2020年7月 目標年次：2020～2024年 概要：広島市総合計画の実施計画として、本市が「国際平和文化都市」となるために必要となる事務事業の計画及び財政計画を定めるものとする。また、「まち・ひと・しごと創生法」第10条に基づく広島市のまち・ひと・しごと創生総合戦略として、人口減少に歯止めを掛け、将来にわたって活力ある地域社会を維持するための施策や事務事業を定めるものとする。</p>	
<p>IV. 基本目標と施策 基本目標2 国際的に開かれた活力あるまち 基本目標3 文化が息つき豊かな人間性を育むまち</p>	<p>第3節 観光の振興 1 広域周遊観光の取組の推進 観光産業の持続的な成長を図るため、<u>広島広域都市圏の市町と連携した観光プログラムの開発</u>や観光資源の整備とネットワーク化、圏域全体の一体的なプロモーション活動などによる<u>広域周遊観光の取組</u>を推進するとともに、インターネットなどを通じ、他者や社会へ一定の影響を与えるインフルエンサー等を活用して圏域内の観光情報を発信する。 ・<u>広島城観光振興事業</u> 広島城を魅力ある観光資源として磨きをかけ、世界遺産の原爆ドームや平和記念公園と並ぶ観光資源として活性化させることで、観光客の増加を図る。 ・<u>広島城の魅力向上事業</u> 観光都市としての回遊性向上を図るため、にぎわい施設の整備などを行うとともに、被爆以前の歴史や文化に関するイベントを開催する。</p> <p>第3章 地域特性に応じた個性的な魅力を生かしたまちづくり 第1節 デルタ市街地やその周辺部、中山間地・島しょ部のまちづくり 第1項 デルタ市街地の魅力あるまちづくりの推進 1 地域資源を生かしたまちづくりの推進 (3) <u>広島城の活用や西国街道を軸としたまちづくり</u>など、歴史的資源を生かしたまちづくりを進める。 2 良好な景観の形成 (1) 景観に関する市民意識の醸成や建築物等の景観誘導などにより、本市の特性を生かした良好な景観の形成に取り組む。 (2) 平和記念資料館本館下から原爆死没者慰霊碑を経て原爆ドームを望む南北軸線上の眺望景観を保全・形成するため、実効性の高い景観誘導の枠組みを構築する。 第2節 区における住民を主体としたまちづくり活動の充実 1. 中区 第4章 多様な市民が生き生きと暮らせるまちづくり 第1節 高齢者や女性を始め全ての市民の意欲と能力が発揮できる環境づくりの推進</p>

計画書名	文化財との関連（広島城との関連）
	<p style="text-align: center;">第3項 生涯にわたり学習し活躍できる環境づくりの推進</p> <p>1 多様な学びのための環境づくり</p> <p>【主な事業】</p> <p>・郷土資料館管理運営</p> <p>郷土の歴史に関する資料を収集、保管、展示して市民の利用に供すことにより、その教養や調査研究に寄与し、市民の生涯学習活動の推進を図る。</p> <p>・広島城管理運営</p> <p>武家文化を中心とした郷土の歴史に関する資料を収集、保管、展示し、市民の生涯学習活動の推進を図る。</p> <p>第2節 文化・スポーツの振興</p> <p>第1項 文化の振興</p> <p>3 伝統芸能・文化遺産の適切な保存・活用とその継承</p> <p>史跡広島城跡を始めとする文化財の保存・整備を推進するとともに、伝統芸能・文化遺産の次世代への保存・継承活動の促進や、広島で長年親しまれ、受け継がれてきた伝統芸能・文化遺産の魅力発信とその価値を高める活用に取り組む。</p> <p>4 関連分野と連携した取組の推進</p>
<p>「広島市都市計画マスタープラン」</p> <p>策定年度：平成25（2013）年8月</p> <p>目標年次：2030年</p> <p>概要：都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、「広島市基本構想」、「広島圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」などの上位計画に即して定める。</p>	
<p>第3章 都市づくりの目標と方針</p>	<p>方針4 <u>広島ならではの資源を活用した都市づくり</u></p> <p>ヒロシマという世界的な知名度をテコにしつつ、こうした資源を活用し、県や近隣市町とも連携しながら、観光地としての魅力の向上と誘客の促進に取り組む。また、次世代の市民や広島を訪れた人々に、被爆の実相と平和都市として建設されてきた歴史を正しく伝えられる都市環境の形成にも取り組む。</p> <p>方針6 <u>美しく品があり、人々に“広島”を印象づけることができる都市景観の創出</u></p> <p>広島が、世界中の多くの人々が訪れ、平和への思いを共有する舞台にふさわしい都市となるよう、個性的で魅力のある景観づくりを進め、美しく品のある都市景観を創出する。</p> <p>広島市全域を対象とした「広島市景観計画」を策定し、良好な景観を形成することの意義や必要性について市民や事業者と意識の共有化を図りながら、総合的かつ計画的な景観行政を進める。</p>

計画書名	文化財との関連（広島城との関連）
第5章 分野別の方針	<p>2. 都市施設の整備・活用</p> <p>エ. 教育文化施設</p> <p>市民の学習活動を支援するとともに、新しい文化創造の拠点として学術文化の発展に寄与するため、博物館機能のあり方について調査・研究に取り組む。</p> <p>6. 都市の魅力向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広島ならではの地域 <p>資源を生かし、自然環境と調和したゆとりと潤いのある居心地のよい都市環境の形成や、魅力的な観光資源の創出などを図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広島歴史・文化を伝える魅力的な資源や豊かな水と緑に囲まれた自然を生かして、個性的で魅力ある都市景観の形成に取り組む。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 地域資源を生かした交流・レクリエーション空間の整備 <p>「水の都ひろしま」にふさわしい水辺や緑を生かした都市環境を形成するとともに、歴史的資源などの地域資源を積極的に活用する。</p> <p>ウ. 歴史的資源を生かした都市環境の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 歴史的文化遺産の保存・活用とこれらを生かした観光ルートの整備などを進める。 (2) 広島らしい風情があり、おもてなしの心あふれる景観の形成 <p>広島都市資源や自然環境を生かして、個性と魅力のある都市景観を形成する。</p> <p>ア. 広島都市資源や自然環境を生かした都市景観の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 平和都市を象徴する都市景観の形成 <p>世界遺産の原爆ドームを有する平和記念公園周辺にふさわしい、平和都市を象徴する都市景観の形成を図る。</p> <p>(ウ) 歴史や文化の香り漂う都市景観の形成</p> <p>不動院、縮景園など、歴史的な建造物や庭園のたたずまいと調和した周辺環境の形成を図る。</p> <p>西国街道（旧山陽道）や雲石街道沿道の歴史ある建築物や、舟運に利用された水辺の雁木、地形や自然環境を生かした棚田やかき筏など、広島生活・文化に根付いた景観を守り、これらを生かした景観の形成を図る。</p>
<p>「広島市景観計画」</p> <p>平成26年7月告示 令和4年1月改定</p> <p>概要：景観法第8条に基づき、本市が景観行政団体として策定するものであり、第6次広島市基本計画の部門計画。</p> <p>また、本計画は、「広島市基本構想」及び「広島市基本計画」に即したものとするとともに、都市計画法に基づいて定めた「広島市都市計画マスタープラン」と整合を図り策定する。</p> <p>目標年次：2030年※景観に示す方向性は、被爆100周年（2045年）に向けたあり方の展望となる。</p>	

計画書名	文化財との関連（広島城との関連）
第3章 理念・基本方針	<p>2. 基本方針</p> <p>広島らしい風情があり、おもてなしの心あふれる景観づくり</p> <p>(1) 平和都市広島を象徴する景観づくり</p> <p>(2) 歴史や文化の香り漂う景観づくり</p> <p>被爆後の歴史のみならず、<u>広島のにしえからの歴史や文化</u>を直接感じる ことのできる貴重な資源の価値を再認識し、これらを守り生かしながら、地 域に根ざした長年の歴史や文化の香り漂う景観づくりを進める。</p> <p>(3) 広げ、育てる（活動・取組の促進）</p>
第5章 景観計画区域等	<p>2. 景観計画重点地区（13地区）</p> <p>全市的に良好な景観づくりを進める上では、<u>景観上重要かつ象徴的、代表 的な地区から先導的な取組</u>を進め、段階的に対象地区を拡大していく必要が ある。（後略）</p> <p>景観計画重点地区と景観づくりの方向性</p> <p>【平和】平和都市広島を象徴する景観づくり</p> <p>①原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区</p> <p>②平和大通り沿道地区</p> <p>【歴史・文化】歴史や文化の香り漂う景観づくり</p> <p>③縮景園周辺地区</p> <p>④ 不動院周辺地区</p> <p>⑤広島東照宮・國前寺周辺地区</p> <p>⑥広島城・中央公園地区</p> <p>国の史跡指定を受けた広島城跡をはじめ、文化・スポーツ施設などの多様 な都市機能と公園の持つ緑のオアシス機能が調和した美しい景観づくりを進 める。</p> <p>原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区</p>
第6章 原爆ドームを望む 南北軸線上の眺望景観の保 全・形成	<p>景観形成の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ A地区（平和記念公園地区） ・ B地区（バッファゾーン地区） ・ C地区（原爆ドーム背景地区） ・ D地区（平和大通り沿道地区） ・ E地区（周辺市街地地区） ・ 平和大通り沿道地区 <p>景観形成方針：戦災復興により整備された本市を代表する通りとして、緑と 沿道の街並みの調和した景観を形成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広島城・中央公園地区 <p><u>景観形成の方針：都心に立地する多様な都市機能と公園の持つ緑のオアシス 機能が調和した景観を形成する」。</u></p>

計画書名	文化財との関連（広島城との関連）
<p>「広島市みどりの基本計画令和3年2月」 目標期間：2021年～2030年 概略：都市緑地法第4条第1項に基づき広島市が策定する、緑地の保全や緑化の推進に関する将来像や目標、施策等を定めるマスタープラン。これにより、「都市公園の整備及び管理」、「緑化の推進」、「緑の保全」に関する施策を総合的・計画的に推進する。本計画は、「第6次広島市基本計画」の部門計画であり、上位計画である「第6次広島市基本計画」や他の関連計画と整合を図る。</p>	
<p>「第3次広島市環境基本計画」 令和3年3月 平成13年（2001）10月、広島市環境基本計画が策定 平成19年（2007）6月改定 平成28年（2016）3月 第2次広島市環境基本計画策定 概略：広島市環境の保全及び創造に関する基本条例第34条第1項の規定に基づき策定する計画であり、その位置付けを、環境分野の行政計画との関係では「施策の実施等に当たって従うべき中長期的な指針を示すもの」とし、環境分野以外の行政計画との関係では「施策の実施等に当たって考慮すべき環境に関する中長期的な視点を与えるもの」とする。</p>	
<p>第2章 目指すべき環境像と基本目標</p> <p>第4章 施策の方針</p>	<p>3. 基本目標</p> <p>2. 自然と調和した快適な都市環境の創造 ～都市の持続可能な発展～</p> <p>第2節 自然と調和した快適な都市環境の創造 ～都市の持続可能な発展～</p> <p>2 自然と調和した美しく品のある都市景観の創出 （1）美しく品のある都市景観の創出 水と緑に代表される本市の豊かな自然や平和記念公園、平和大通り、河岸緑地等の市街地の特徴的な景観を生かしながら、市民、事業者、関係行政機関等が連携し、美しく品のある都市景観の創出に取り組む。</p>
<p>「広島市みどりの推進計画」 令和3年（2021）2月 目標年数：2021～2025年 概略：「広島市みどりの基本計画（2021-2030）」（以下「基本計画」という。）の計画的な推進を図るため、実施計画である「広島市みどりの推進計画（2021-2025）」（以下「推進計画」という。）を策定する。推進計画は基本計画に示した施策を計画的・効率的に推進するためのアクションプログラムであり、各事業の取組内容や実施主体、実施時期などを示す。</p>	
<p>第4章 施策体系別アクションプログラム</p>	<p>基本方針1 魅力あるまちの基盤となるみどりの創出と活用 施策方針(1)まちに風格とにぎわい、潤いをもたらす緑・オープンスペースの創出 施策① 体系的な公園緑地の整備 施策② 多様な機能を持つ公園緑地の整備</p>

計画書名	文化財との関連（広島城との関連）
	<p>施策③ 民間活力を活用した公園緑地の再整備</p> <p>・ <u>広島城の魅力向上</u></p> <p><u>広島城基本構想に基づき、天守閣の耐震対策を進めるとともに、三の丸へのにぎわい施設の整備等に取り組みます。</u></p> <p>・ 令和3～6年度事業者の選定、実施設計、整備工事、開業</p> <p>基本方針2 広島らしい景観を形成するみどりの創出と活用施策方針(4) 背景となる緑と調和したまちのみどりの創出</p> <p>施策⑩ 都心を回遊する「水・花・緑のネットワーク」の形成</p> <p>・ <u>中央公園の再整備</u></p> <p>中央公園全体の大きな方向性を定めた「中央公園の今後の活用に係る基本方針」に基づき、回遊性・アクセス性の向上に取り組む</p> <p>基本方針4 市民とともに取り組む持続可能なみどりづくりと活用</p> <p>施策方針(9) 平和を象徴する緑の継承</p> <p>施策⑪ 供木や被爆樹木などの継承</p>

【図5：都市計画統括図】

第6節 現行計画の評価

「史跡広島城跡保存管理計画」について

広島市では計画策定にあたり、広島城関連資料の調査収集と整備の可能性の検討を行い、その成果は昭和54(1979)年の「史跡広島城跡整備研究調査報告書」と「史跡広島城跡整備予備調査報告」としてまとめられている。

これらの成果を踏まえ、平成元年に築城400年を契機として史跡広島城跡整備を行う方針が示され、これを受けて「史跡広島城跡保存管理計画」が策定されることとなった。策定は昭和61(1986)年に「史跡広島城跡保存管理計画策定検討委員会」が設置され、計画骨子を検討した。その後「史跡広島城跡整備委員会」に引き継ぎ、整備計画の策定と整備に着手してきた。

「保存管理計画」では、第2章で史跡広島城跡の現状と課題について整理した上で、第4章で整備計画の基本的な考え方を示している。

本節では、「保存管理計画」第4章整備計画における整備の実施状況をまとめるものとする。なお、史跡を構成する諸要素について「保存活用計画」が示した課題については、本計画の第3章で史跡の現況を踏まえて史跡を構成する要素の整理を行った上で、第4章にて要素ごとの整備方針を検討する。

1 整備計画について

「保存管理計画」では以下の各構成要素に対し保存管理の課題を示した。それに基づき、「整備基本計画」ではそれぞれの整備方針を示し整備計画を策定している。

- A 石垣等地上遺構
- B 地下遺構
- C 管理施設等
- D 景観植栽等
 - 史跡周辺の景観
 - 史跡内の景観
 - 植栽
- E 堀水
- F 城郭建物

これらの構成要素については、本計画第3章で史跡の本質的価値を構成する諸要素として、現況を踏まえて再評価し、保存管理の基本的な考え方と整備活用の方針の見直しを図る。

2 整備スケジュールについて

第1期について二の丸の整備、第2期について本丸の整備としていた。保存活用計画における整備計画の方針について表3に、整備基本計画で策定された整備計画の実施状況について表4に示す。【表3・表4】

第2章 史跡広島城跡の概要

第1節 史跡を取り巻く環境

1 位置

史跡広島城跡は現在の広島市中心市街地の北側に位置し、中央公園の一角として特徴ある空間を形成している。東側及び南側に官公庁施設、南西側に商業業務地区、西側に基町高層アパートが位置し、広島市の中心部という立地性を具備している。

広島城へのアクセスは、広島駅方面から徒歩で約25分、市内電車では最寄り駅となる紙屋町東駅、紙屋町西駅からそれぞれ徒歩で15分程である。またバスルートでは合同庁舎前停留所から徒歩8分、広島城（護国神社前）停留所から徒歩6分程である。広島空港から直通バス終着の広島バスセンター停留所からは徒歩12分ほど、また新交通アストラムラインからのアクセスでは、広島城の南側の県庁前駅、北側の城北駅からそれぞれ徒歩12分程度である。

広島市周辺地域は「中国自動車道」、「山陽自動車道」、「浜田自動車道」、「西瀬戸自動車道（瀬戸内しまなみ海道）」、「中国横断自動車道尾道松江線（中国やまなみ街道）」が、県内東西南北方面に走り、中四国地方をはじめ、京阪神から九州エリアまでを視野に入れた、幅広い高速道路ネットワークを形成している。新幹線「のぞみ」が停車する広島駅以外にも、広島空港の路線は、中四国の空の要衝で、東京（1時間20分）、札幌（2時間）の他、成田、仙台、沖縄の国内定期便が運航している。また、海の玄関の広島港は国の国際拠点港湾に指定され、国内定期コンテナ航路とともに、海外定期コンテナ航路の運航によって国際貿易拠点として機能しており、充実した交通インフラがビジネスのスピードアップに貢献している。

広島市では、円滑な道路交通を確保するため、広島高速道路等の自動車専用道路から地域に密着した生活道路までの体系的な道路整備に取り組んでおり、都心と近隣市町とのアクセス性も向上している。

【図6：交通網図】

2 自然環境

（1）地勢

広島市域内の平地の大部分は太田川流域に形成された沖積平野からなる。太田川は水源を西中国山地の冠山（標高1,339m）に発し、いくつもの支流と合流しながら、可部付近で広島平野に出て、根谷川、三篠川を合流して南西に流れる。可部から祇園付近までの平地は主に太田川氾濫原により形成されるが、史跡広島城跡が位置する付近から太田川放水路、天満川、旧太田川、元安川、猿候川、京橋川の六つの河川に分岐し、大きな三角洲（デルタ）を形成しながら広島湾に注いでいる。平和大通り付近から広島湾の範囲は干拓や埋立てによって人工的に陸化された地形で、地盤が海水面より低い「ゼロメートル地帯」が存在する。この地域は古くから太田川の洪水氾濫が頻発してきた地域でもある。

また、これとは独立して、市東部の府中大川流域や瀬野川河口付近ならびに、西部の八幡川河口付近にも低地が開けており、これらの平地を取り囲む形で広範囲に山地・丘陵地が広がっている。【図7：広島市の地形】

（2）地質

市域内の地質は、古生層、中生代白亜紀の高田流紋岩類、広島花崗岩類、第四紀洪積層、沖積層からなっている。古生層は高陽町の木ノ宗山、鬼ヶ城山及び旧佐東町の阿武山から太田川沿いに北西方面、

吉山川西の急峻な山地に分布し、各所で花崗岩に貫かれ、主として粘板岩よりなっている。高田流紋岩類は白木町白木山一帯に分布している。洪積層は低地の沖積層の基盤として埋積されており、主として砂礫よりなっている。史跡広島城跡が位置する沖積層は低地全般に分布し、砂層、シルト、粘土層、砂礫層からなっている。その他の大部分の地区は花崗岩類からなっている。【図8：地質図】

(3) 気候

広島市の気候は瀬戸内気候区に属しており、温暖で降水量が少ない。これは冬の季節風には中国山地に、夏の季節風は四国山地にさえぎられることによる。平年値（統計期間1981～2010年）の月平均気温は1月5.2℃、8月28.2℃、年平均16.3℃と比較的温暖で、降水量は南に豊後水道が開けている影響で夏は南寄りの風が多雨をもたらすことがあるが、年平均1,537.6mmと瀬戸内気候区としてはやや多くなっている。卓越風は年間を通じて太田川に沿って吹く北または北北東の風が圧倒的に多く、夏の南西からの海風がこれに次いでいる。冬の北西季節風による強風、春先の低気圧に伴う突風及び8・9月に来襲する台風に伴う暴風などに影響を受けるが、特に被害を与えるような強風はほとんど台風によるもので、その風向は南又は北が多くなっている。【図9：広島市の気候】

3 社会環境（人口・観光等）

(1) 人口

広島市の総人口は2015年以降減少に転じ、2040年に109.3万人、2060年に93.3万人に減少すると推計されている。

15～64歳の人口が年々減少していく一方で、65歳以上の人口は年々増加していくものと予測されている。また、総人口についても、令和2年の120.8万人をピークに、年々減少していくものと予測されている。この予測に対し広島市では、広島広域都市圏の23市町と連携して、少子化・高齢化、人口減少に歯止めを掛け、圏域の中核都市としての役割を担い続けていくために、令和27(2045)年以降も圏域内人口200万人超の維持を目指す「200万人広島都市圏構想」の実現に向けて取り組んでいる。

このため、圏域内での「ローカル経済圏」の構築基盤となる広域的な交通ネットワークの充実強化や、新産業・ものづくり産業の育成など産業の振興、より多くの観光客を呼び込む観光の振興を図るとともに、集約型都市構造への転換を図る中で、その集積・強化を進める必要があるとしている。また、地域コミュニティの活力低下の課題については、地域コミュニティづくりやエリアマネジメントのための人材育成などの取組を進めている。【表5】

(2) 観光

令和3年7月に一般社団法人広島県観光連盟が発行した「令和2年広島県観光客数の動向」では、令和2年度の観光客数の概況について以下のように示している。

令和2年の総観光客数は4,207万人で、令和元（平成31）年と比べて2,513万人（▲37.4%）減少した。令和2年は3月以降の新型コロナウイルス感染症拡大が大きく影響した。国、県や市町等による観光キャンペーンの効果などに伴い、一時は回復傾向となった期間や地点はあったものの、県内各地において観光施設の休業やイベントの中止が相次いだほか、年間を通じて外出自粛の動きが見られたことなどにより、大幅に減少した。

【表6：総観光客数の前年比較】

総観光客数の推移については、平成25(2013)年に初めて6,000万人を突破した後、平成29(2017)年

まで6年連続で過去最高を更新しており、順調に推移していたが、平成30(2018)年は西日本豪雨災害等の影響により前年を6.9%下回ることとなった。令和元(平成31)年は回復に転じたものの、新型コロナウイルス感染症の世界的拡大による影響を受けた令和2年は大幅に減少し、平成5(1993)年(4,022万人)以来の低水準となった。【表7：総観光客数の推移】

報告では、総観光客数の上位市町では県外客の割合が多い傾向にあった。

また、外国人観光客は新型コロナウイルス感染症の対策として講じられている入国制限の影響で、前年比88.5%の減少となっており、非常に大きな影響を受けている。

観光客全体の観光消費額についても平成31年の4,410億円から2,745億円まで減少している。

一方、目的別観光客数の状況では、都市観光の割合が大きいが、このうちショッピング・レストラン利用は増加し、博物館・美術館の利用は3.8%減少している。また、祭り・行事等のイベントが多数中止になった影響で、この項目は前年から10.6%減少している。文化財に係る観光では、寺社仏閣を目的とした観光は2.4%の減少となっている。屋外型施設や屋外の活動が主となる観光は、概ね前年から若干の増加がみられた。

【表8：目的別観光客数の状況】

4 歴史環境

(1) 太田川流域の歴史概観

縄文時代から古墳時代

縄文時代の遺跡である比治山貝塚は、比治山南麓に位置する約12,000～2,300年前の貝塚である。ここで確認された貝層を構成する貝の生息環境からは、海に浮かぶ島だった比治山が次第に陸続きになっていく様子がうかがわれ、当時の太田川のデルタの発達を示されている。弥生時代には、概ね山沿いの沖積地を見下ろす丘陵を中心に遺跡が確認されており、大型河川が氾濫を繰り返す平野を避け、山沿いの谷間で小区画からなる水田耕作を営んでいたと考えられている。

現在より内陸にあったと考えられる太田川の河口を見下ろす丘陵上で確認された中小田古墳群(安佐北区口田町)では、弥生時代の終末期から古墳時代前期にかけての首長墓が連続して営まれていた。中期にはこれらの前期古墳が営まれた地域でさらに大型化した古墳が造営され、政治的に強いまとまりをもつ勢力の存在がうかがえる。後期になると安佐北区可部・白木などの内陸地域で小型の群集墳が盛んにつくられ、古墳がより広い階層の人々によって造られるようになったことを示している。

【図10：遺跡の分布図(太田川周辺域)】

古代から中世

律令国家の成立により、現在の広島県域には「備後国」「安芸国」の2国が設定され、広島市は安芸国に設置された8郡うちの安芸郡・佐伯郡にまたがっている。『延喜式』民部省上によれば、安芸国は沼田・賀茂・安藝・佐伯・山縣・高宮・高田・沙田の八郡を関する上国で、現在の広島県西部に当たる。『和名抄』国郡部に「国府在安芸郡」とある安芸国府は府中町府中に比定されるが、国分寺は賀茂郡に入る現在の東広島市西条にあるため、諸期国府は西条にあったとする説もある。

この時期の遺跡は、広島市内及びその周辺にはそれほど多くないが、古代の大規模な耕地の区画である条里制の痕跡が広島市内の各所に残されている。また、律令国家が地方掌握のために建設した古代官道七道のなかでも最も重要視された大宰府へと至る古代山陽道が通過していたことから、交通拠点施設である駅家(うまや)跡、役人の墓跡などの遺跡や寺院に係る遺物などが見つかっている。なお、古代山陽道は当時の広島湾の海岸線が現在よりもかなり北に入り込んでいたことを反映し、現在の広島三角州(デルタ)の北側のルートを取っていたと考えられている。

【図11：山陽道のルート】

荘園制の発達とともに物資の輸送が急増した平安時代以降には、全国に散らばる荘園から都へと大量の物資を運ぶため、従来の街道に加え、海や川などの水上交通網が整備された。特に瀬戸内海は古来から九州と畿内を結ぶ海上交通路であり、弥生前期には既に北九州と畿内における大規模な文化圏の成立に大きくかかわっていたが、古代以降は中国をはじめとする東アジアの国々をも繋ぐ、さらに重要な交通路としての役割を果たしていた。

祇園地区の山本周辺には、内陸部にあった厳島神社の荘園からの物資を運び出すための倉敷地があった。

毛利氏の台頭

鎌倉幕府の重臣大江広元を祖に持つ毛利氏と安芸国のかかわりは、鎌倉時代に安芸国吉田荘（現在の安芸高田市吉田町）に地頭職を得たことに始まる。その名の由来となった相模国毛利荘（現在の神奈川県厚木市）を失った後、毛利氏の本拠地は越後にあったが、南北朝時代に吉田荘を本拠とし、郡山城を中心に勢力を固めていった。毛利元就が家督を継いだ当初は、山口の大内氏と山陰の尼子氏の二大勢力に挟まれていた。

天文10（1541）年に太田川流域を支配する分郡守護であった武田氏が滅亡すると、元就には、可部・温科の代所として緑井・温井・矢賀・中山などが預けられ、また息子の隆元も大牛田・小牛田を預けられた。

元就は武田氏が残した川の内衆という有力な水軍を手中に収め、のちに彼らに積極的にデルタの干拓を行わせた。弘治元（1555）年、厳島の合戦で陶氏に勝利し広島湾頭を確保すると、急速に勢力を中国地方に拡大した。広島湾頭の政治的・経済的・交通の重要性を誰よりも認識し、佐東の地を拠点とした元就の構想は、やがて孫の輝元の広島築城によって発展していくことになった。

【図12：広島城周辺の地形変遷】

（2）広島城と城下町

広島城の築城

広島城は毛利元就の孫で、後の豊臣五大老の一人、毛利輝元によって天正17（1589）年に築城が開始された近世城郭である。築城前は五ヶ村（あるいは五ヶ・五ヶ浦）と呼ばれていた太田川河口部の三角州上に造られた「平城」である。

毛利輝元は永禄6（1563）年、父である隆元の急逝により11才で家督を継ぐ。元亀2（1571）年に元就が死去した後は、叔父の吉川元春・小早川隆景の補佐を受けつつ両国の維持・拡大に努めた。やがて輝元は織田信長と対立するようになるが、天正10（1582）年に本能寺で信長が討たれると、羽柴秀吉と講和を結んで臣従し、安芸・豊後など中国地方九か国112万石を領有する大名となった。

輝元の居城は広島城より40キロほど内陸の吉田（現安芸高田市）の盆地にある郡山城であった。広島城築城開始の前年、天正16（1588）年7月、輝元は叔父の小早川隆景、従兄弟の吉川広家を伴って上洛して豊臣秀吉に謁見した。その時聚楽第や大坂城といった最先端の城を目の当たりにし、その豪壮さや町の繁栄から、陸上交通・海上交通の結節点である太田川河口部の五ヶ村に築城を決意したと考えられている。また、太田川河口部は、祖父元就が広島湾頭に進出した後に毛利氏の直轄領としたことから、元来注目していた場所とも言われる。

築城は毛利輝元の叔父穂田元清（毛利元就四男）と側近の二宮就辰を普請奉行として行われた。江戸時代に成立した覚書類によると、天正17年2月、北之庄（現在の広島市安佐南区東野・中筋付近）の土豪福島元長の案内により輝元は城地の見分を行い、4月15日に鋤入れが行われたとされるが（『山縣氏覚書』など）、実際には前年の天正16（1588）年12月18日付の二宮就辰書状（「井原家文書」）に、築城が確定していたことが確認されることから、遅くとも同年末までには決定しており、翌年から本格的な

普請が始まったようである。

なお、黒田孝高(官兵衛)が城地選定、縄張設計に関与したとの伝承があるが、これは江戸時代に成立した書物に記載されているもので、史実とは考えられていない。

普請は、天正17年7・8月には本格化したようで、同年7月発給の輝元書状には、「佐東広島之堀普請」と堀の普請を命令するものがある。なお、この書状が「広島」の名称の初見史料であることから、この頃までに五ヶ村が「広島」と呼ばれるようになったと考えられている。翌天正18(1590)年2月、秀吉の小田原攻めに伴って上洛した輝元は、昼夜兼行で工事を命じていることから、その翌年の輝元の下向に向けて急ピッチで築城が進められたと考えられる。築城当初、あるいは17世紀代の天守・御殿・中御門・裏御門などの本丸内の建築物に関する文献は大変少なく、最も古いと考えられるのが天正20(1592)年、朝鮮出兵の折、主のいない広島城に秀吉が立ち寄った際のものである。ここに出てくる「東の橋」「一御門」「甲丸両所」「御殿」などの記述がどの場所を指すのかについては諸説があるが、少なくとも「甲丸」「御殿」については本丸及びそこにあった建築物を指していることは間違いないと考えられる。肥前名護屋に向かう途中に広島城を訪れた秀吉はその出来栄を絶賛しており、本丸を含む中心部分はある程度完成していたと考えられるが、全体は完成しておらず、その後も普請が進められたようである。

江戸時代に成立した記録類には、天守や石垣の完成時期についての記述があるが、書物によって時期が異なる。正確なことは不明だが、文禄～慶長年間初頭(1592年～1599年頃)にかけて普請、作事工事が進められたようである。

毛利氏時代の広島城

毛利氏時代の広島城については不明な点が多い。天守はこの時代に造られたと考えられるが、そのことを正確に示す史料は確認されておらず、詳細はわかっていない。また、縄張についても不明な点が多く、完成した時期も不明である。

毛利氏時代の広島城の縄張について、様々な説の推論の基となっているのは、この時期の広島城及び城下を描いた「芸州広嶋城町割之図」についての見解の相違によるものである。浅野氏時代の広島城の縄張と異なっていることから、かつては想像図もしくは計画図と考えられていた。しかし、平成9(1997)年に行われた紙屋町・大手町地点の発掘調査において、福島氏時代と考えられる広島城南側外堀の石垣の下から毛利氏時代の石垣列が見つかり、「芸州広嶋城町割之図」は、毛利氏時代の姿をある程度反映しているものとして注目を集めた。

毛利氏の転封

毛利輝元は中国9か国112万石を領有していたが、慶長5(1600)年、西軍の総大将として関ヶ原の戦いにおいて敗れたため、輝元は徳川家康によって「周防・長門」(山口県)へ減封となる。毛利氏に代わって芸備49万8千石の領主となったのは、尾張清洲城主の福島正則であった。福島氏の加増・転封は、西の毛利氏を強く意識したものと考えられている。

慶長5年11月広島に転封して来た正則は、領内の検地を実施するとともに、三原城(現三原市)の他、亀居城(現大竹市)・尾関山城(現三次市)・五品嶽城(現庄原市)・神辺城・鞆城(いずれも現福山市)の6支城を構え、一族や有力家臣を置き国境を固めた。しかし、元和元(1615)年の一国一城令により、三原城以外は破却となった(亀居城はこれ以前に破却)。

交通に関しては、出雲・石見国への雲石街道の整備をはじめ、西国街道の三原・神辺間に今津宿(福山市今津町)を配し、蒲刈島三之瀬(呉市下蒲刈町)には、長雁木を築き港湾機能を整備するなど、陸路・海路の積極的な整備を行っている。また、城下町の発展のため、町人の居住区を拡大し、東西2か所に市を立て、商業の発展をはかった。

【図13:「芸州広嶋城町割之図」山口県文書館蔵_借用許可未】

福島氏の広島城普請

福島期における普請について「福島太夫殿御事」では、福島氏は芸備両国に「入部」した翌慶長6(1601)年正月より家臣総出で広島城の普請を行ったこと、石垣の普請には近江より「あのふ」(穴太)衆を雇っていたことを伝える。また、「知新集」では広島城の外郭部分は福島期に整備されたと伝え、「芸陽記」では洪水に備え広島城外周部の川沿いの堤防を対岸より高くしたと伝えている。

太田川沿いの櫓台は、発掘調査の結果、福島正則が慶長8(1603)年から築いた亀居城と共通する石垣の刻印が見つかったことから、福島氏時代の櫓と考えられている。また、先述したとおり、紙屋町・大手町地点の発掘調査では、福島氏時代と考えられる広島城南側外堀の石垣の下から、毛利氏時代の石垣列が見つかり、福島氏が新たに櫓台や土橋などを増築したことが確認された。

広島城関連の発掘調査【図14：広島城関連の発掘調査】

広島城の築城時期や改修時期を考古学的手法を用いて解明する試みは、昭和54(1979)年の外郭櫓台跡の調査が先駆けとなる。この調査では石垣に用いた石材の刻印より、外郭櫓台が福島正則の時代の建造の可能性が提示されたが、一方で同様の幾何学的な刻印の性格が判然としないことから建造時期についてはなお慎重を期すべき、との意見も示されている。

史跡内での調査では昭和62(1987)年、昭和63(1988)年に二の丸跡で、史跡広島城跡保存管理計画書策定に関連した調査が実施されている。調査では天正～慶長年間の製作と推定される陶磁器や金箔瓦の出土から、二の丸の造営が毛利時代に遡る可能性が示された。平成16(2004)年には「整備基本計画」に基づき史跡広島城本丸部分の遺構保存状況確認調査を実施している。この調査では、近世の遺構として中御門跡、裏御門跡、冠木門上り口跡、天守東廊下玄関跡、櫓跡9カ所、建物跡3軒、溝状遺構3本、石段3箇所、土塀基礎跡1箇所、暗渠2本、土坑1基、性格不明遺構1箇所が確認された。このほかにも、近代以降の改変を示す遺構が多く確認されている。

史跡外では、1990年代以降から都市計画に関連した調査が増加する。このうち平成3(1991)年から開始された新交通システム整備事業に関連して史跡範囲の北側で実施された調査では、古絵図でみられるM字状の堀に関する様々な知見が得られた。中でも太田川から京橋川へ通じる自然流路の河床面を掘り下げ、また岸際で自然堆積層を切り下げて石垣を構築していたことを確認した点は、約90万㎡という広範囲に及ぶ広島城の築城や改修の時期や、作業工程の変遷を推定していく上で重要な情報を提供するものとして特筆されよう。このほか基町高校グランド地点の調査では、多数の遺構群が包蔵されていることが明らかとなった点も注目される。

平成15(2003)年から平成16年にかけて太田川河川事務所地点、平成19(2007)年から平成20(2008)年にかけて同八丁堀地点の調査によって、3面の遺構面と武家屋敷に伴う建物、柵、井戸、溝、そして多数の廃棄土坑が確認されている。また、八丁堀地点では、18世紀後半から19世紀初頭頃に南北方向に掘られた溝で仕切られた狭い空間から、柵などによって広い空間へと変化するという、土地利用の点で大きな転換期があったことが指摘されている。発掘調査によって確認されたこれらの事象は、古絵図の検証から唱えられてきた惣構東面の再編を補強する可能性が高いものとして注目される。

福島氏の改易

徳川幕府は大坂冬の陣・夏の陣を経て権力を確立すると、元和元(1615)年6月一国一城令、続いて同年7月には武家諸法度を制定し、諸大名の統制に乗り出した。城郭の改修等は許可制とした。

福島氏改易のきっかけとなった普請は、元和3(1617)年の大洪水で破損をした広島城の改修普請と伝えられる。この時の破損の範囲は、三の丸だけでなく本丸・二の丸・外郭の櫓や塀など広範囲に及んだことが、元和5(1619)年1月に江戸滞在中の正則が広島城の留守を預かる家臣に宛てた書状で確認できる。元和4(1618)年4月の段階では櫓台石垣の普請等が、同年10月末の時点では本丸・二の丸・三の丸のほか惣構において普請が行われていたようである。正則は時の老中本多正純に普請の申請を行った

が、二代将軍徳川秀忠に取り次がれなかった。その結果秀忠から、城の修復に必要な事前の届出を怠ったとみなされ、無断修復の咎により改易されたとされる。なお、正則は元和5年5月に広島城本丸の石垣・櫓の破却を命じている。

福島正則の改易には諸説あり、無断修復が直接的原因では無くその後の宥免条件を正則が実行しなかったことが最大の要因とされる。正則は幕府への事前の届出を忘れ、事後報告を行ったとも考えられている。そのことが翌元和5年4月に秀忠の耳に入り、厳しく処分されようとしたところを、幕府重臣の反対意見もあり他の大名への影響を考慮し、本丸以外(二の丸・三の丸と外郭)の破却と子の忠勝の上洛等の条件付きで罪を許すことにしたが、期限までに条件を満たすことができず改易されたとされる(秋田藩佐竹氏家老の「梅津政景日記」による)。広島の家臣団は江戸にいる正則の安否が確認できず、広島城や三原城等にいったん籠城するが、正則の指示を受けると城を整然と引き渡している。この時家臣団が取った行動は、後に大名改易時の国元家臣団のとるべき行為・作法と見なされた。

津軽への転封は信濃川中島4万5千石(長野県長野市)等に変更され、正則は10月初めに信濃高井野(長野県上高井郡高山村高井)へ退去した。

広島城本丸の北東面に残された石垣の崩れた跡は、正則が破却した石垣の跡と考えられている。

正則が残した広島城と城下町などはそのまま浅野氏に引き継がれ、その後の広島藩の基盤ともなった。

浅野時代の広島城

福島正則が信濃高井野へ転封となった後、安芸1か国及び備後8郡42万6千石を領有したのは、紀州浅野家である。城主となった浅野長晟は豊臣五奉行の筆頭浅野長政の次男で、兄の幸長の死去に伴い浅野本家を継いでいた。浅野家は豊臣家と親戚であったが、関ヶ原の合戦では東軍についた。元和5年の入城後、明治に至るまで12代約250年にわたり広島を治めている。

「安芸国広島城所絵図」【図15】は長晟の子である光晟時代の正保3(1646)年に幕府に提出されたもので、浅野氏時代初期の広島城が描かれている。この絵図は幕府に提出するため、正確な測量術のもとに城内の区画、堀の寸法等も極めて正確な値が記載され、建物や道路などが細部まで描かれている。武家諸法度により城の修築が難しくなり、浅野氏時代には大幅な新築・増築は考えられないことから、「正保城絵図」の広島城の姿は、福島正則が改築した広島城の姿をほぼそのまま留めていると思われる。江戸時代中期の元禄14(1701)年、広島城の石垣修復の際に幕府に提出した絵図の写である「安芸国広島城図」では、「正保城絵図」に描かれている北東の櫓2基が、櫓台のみの描写になっていることから、これより先に建物が失われて再建されなかったものと考えられる。江戸時代の中頃(正徳年間1711~1716年)の記録『広島藩御覚書帖』には3基櫓台のみと記されている。

一方、建物の修復や老朽化のみならず、石垣の修復の事例は洪水や地震などによる石垣のはらみなどもあり、江戸時代を通じて城郭内の建造物の修復が行われていたことが文書などからわかっている。近年実施された発掘調査では、福島氏時代以降に構築されたと考えられる櫓台石垣が確認され(報告書名)、一部の櫓台については浅野時代に構築された可能性が出てきた。デルタの軟弱地盤上に立地していることもあり、度重なる洪水や地震、火災などの被害を受けたことによる石垣や建物の破損の記録や、修築に伴い幕府に提出した申請記録が数多く確認されている。天守についても、同様に修復の記録が残っているが、浅野氏時代は天守には普段入ることはなく、物置とされていた。江戸時代の旅人の記録などにも、五層の大天守と二つの三層の小天守で構成される天守の豪壮さについての記述が登場している。

江戸時代の広島城下

広島は築城に端を発し発展した近世の城下町である。毛利氏、福島氏により基本的な城下町の形が造られ、元和元年の浅野氏入国時には、城下には63町が存在した。城内には上級武士の侍屋敷があり、下級武士の住まいは城外の侍町にあった。寛永年間(1624~1643年)の城下町を描いた「寛永年間広島城下図」(広島城蔵)では、城は三重の堀に囲まれ、城の北と東に配置された武家町や、広島城の南側を通る

西国街道に沿って東西に広がる町人町などが見てとれる。「かぢや丁」、「材木丁」、「西魚町」、「鉄砲屋町」などの職名を冠した様々な町名が書かれており、職種ごとに町人が集住していた様子がうかがえる。この絵図は浅野時代の広島を描いた最も古い絵図の一つだが、広島城下町の中心部は幕末までほとんど変わらなかった。

土地が少なかった広島城下では南方の干潟が次々と干拓され、新開と呼ばれる干拓地が形成された。文政年間(1820年頃)には新開の町村数は35を数えた。町と新開の人口は4万8千人を超え、これに武家・寺社の推定人口2万人を加えると、城下の総人口は7万人前後となり、江戸・大坂・京都・名古屋・金沢に次ぐ大都市であった。文化年間(1804-1818)に描かれた「広島城下絵屏風」(広島城蔵)は、西国街道に沿った城下町の主要部分が描かれている貴重な絵画資料だが、街道沿いに立ち並ぶ商家や神社や門、そこで暮らす武士や町人、馬、船などが春夏秋冬に分けられて鮮やかに描かれ、広島城下の賑わいの様子を示している。城下町は時代を追うごとに発展し、今日の広島の街の礎となっている。

【図16:「寛永年間広島城下図」】

(3) 近代の広島と広島城

明治期の広島

浅野氏の時代に広島城下が戦場となることは無かったが、幕末、元治元(1864)年、慶応元(1865)～2(1866)年の第1次・第2次長州征伐に際し、広島は幕府の最前線基地となっている。

慶應3(1867)年10月の大政奉還とこれに続く12月の王政復古の大号令により、明治新政府が誕生した。明治4(1871)年7月には、新政府による廃藩置県が行われ、翌5(1872)年4月、広島城下は広島県第一大区となり、続いて11(1878)年11月、郡区町村編制法の実施により、広島区と改められた。明治維新後の城郭の取り扱いは、明治2(1869)年6月の版籍奉還以降兵部省の所管となっていたが、翌7月には城郭等の改変等を兵部省が管理することが明確となった。当時の明治政府は城の保存・保全という方針も特にはなかったとされる。

明治4(1871)年の廃藩置県により、広島城本丸には広島県庁が設置されたが、10月には、鎮西鎮台第一分営が本丸に設置されたため、県庁は三の丸へ移転した。明治5(1872)年、兵部省の廃止により、城は新たに創設された陸軍省に移管された。翌明治6(1873)年1月に陸軍省は軍管制度を改め、全国の鎮台配置を改定する。同年「全国城郭存廃ノ処分並兵營地等撰定方」(いわゆる廃城令)により、全国の城は存城・廃城のいずれかに決められた。広島城はこの時に陸軍が軍用財産として残す城として存城とされ、陸軍の様々な部隊が駐屯する軍事施設として利用されることになる。三の丸には兵營が建設され、県庁は城外へ移転することとなった。堀や石垣はそのまま残されたが、本丸・二の丸内の門や櫓などの建物を除き、建物の多くはこの時期に失われた。天守に関しては明治の早い段階に南及び東の三層の小天守が壊され、五層の大天守と南側及び東側の渡櫓を残すのみとなった。鎮西鎮台第一分営は明治6年に第五軍管広島鎮台と改称され、明治10(1877)年、洋風2階建ての鎮台司令部(のち第五師団司令部)庁舎が建てられる。この建物が、日清戦争(明治27(1894)～28(1895)年)時に広島大本營の建物となり、その後保存された。明治8(1875)年5月には歩兵第十一連隊が設置され、6月には練兵場が設けられるなど、軍事施設の増設が進んだ。

軍都広島

明治21(1888)年4月市制町村制が公布されると、翌22(1889)年4月1日、広島は全国で最初の市の一つとして市制を施行した。その時の面積は約27平方キロメートル、戸数は2万3,824戸、人口は8万3,387人であった。

明治19(1886)年、広島鎮台を母体として第五師団が設けられ、明治21年に師団司令部が置かれた。明治27(1894)年8月、日清戦争が始まると、同年9月に明治天皇と共に大本營(天皇の本營で戦争時の

最高統帥機関)が師団司令部庁舎に移り、10月には城内で臨時帝国議会が召集され、広島は臨時首都の様相を呈した。広島に大本営が移された理由には、戦地である大陸に近かったこと、明治22年に宇品港が開港したこと、明治27年6月、山陽鉄道が広島まで開通したことなどが挙げられる。また、同年8月に日清戦争が始まると、広島-宇品間の軍用鉄道(宇品線)が2週間余りの突貫工事により開通し、宇品港から広島の第五師団を始め多くの兵士が大陸へ送り出された。以後、明治37(1904)~38(1905)年の日露戦争など相次ぐ戦争により、軍関係の諸施設が次々と設置され、広島市は兵站地としての性格を強めていく。一方で、明治35(1902)年の広島高等師範学校の設置を始め、広島高等工業学校、広島高等学校、広島女子専門学校、広島文理科大学などの高等教育機関が設置され、文教施設が充実していった。

大都市への変貌

このように明治中頃から広島市は都市化の一途をたどり、上水道の敷設など都市施設の整備も進んだ。その影響で外堀の悪臭や汚水への対策が求められ、明治42(1909)から明治44(1911)年にかけて工事が行われ、外堀が埋め立てられた。城下町で水運を担った運河「西塔川」も埋め立てられ、大正時代に入ると外堀・西塔川の埋立地を活用する形で次々に電車軌道が敷設され、市内の主要交通機関となった。これにより八丁堀・紙屋町付近は、城下町時代からの経済的中枢であった中島本町・堺町付近と肩を並べ、後にはこれらをしのぐ繁華街となり、城下町の景観は大きく変わる事となった。

広島市は大正8(1919)年に制定された都市計画法の適用を受け、隣接町村に合併を働きかけ、昭和4(1929)年4月、隣接7か町村(仁保村・矢賀村・牛田村・三篠町・己斐町・古田村・草津町)との合併が実現した。これにより、人口は27万人を超え、全国で7番目に人口の多い市となった。

広島城天守の国宝指定

市内が旧来の姿を大きく変えていく一方で、明治期後半にはすでに名所として知られていた広島城の史跡としての価値も評価され、大正15(1926)年10月に旧広島大本営跡の建物が史跡指定されるとともに、広島城の天守も広島の重要な名所・観光地として知られるようになった。天守内部は当初原則非公開だったが、昭和3(1928)年大本営跡とともに第五師団から県へ管理が移管されたことに伴って一般開放された。なお、大正天皇(明治28(1895)年)、昭和天皇(大正15年)がそれぞれ皇太子時代に天守に登っている。

残された広島城の建物のうち、天守は、昭和6(1931)年1月19日、国宝保存法により国宝(一般に旧国宝と呼ばれ、現在の重要文化財にあたる)に指定された。天守の中では、名古屋城に次ぐ全国2番目、姫路城・岡山城・福山城と同時の指定だった。この当時、江戸時代から残っていた建物には、天守と東走櫓・裏御門の一部・中御門・表御門・二の丸の多聞櫓・太鼓櫓などがあつた。

広島への原爆投下

昭和6(1931)年9月の満州事変ぶっ発から20(1945)年8月の第二次世界大戦終結まで、広島城を中心とする市域では軍事施設の新設・拡充が行われるとともに、宇品港には陸軍船舶司令部が置かれ、全国から集められた多くの兵士が海外へ派遣された。

原爆投下直前の太平洋戦争末期には、兵舎が足りなくなったことから、広島城の天守に寝泊まりした軍人がいたことがわかっている。その一人の証言では、「天守の中はカビの臭いがした。蚊帳を使って、ゴザを敷いてわら布団に毛布一枚で寝た。はだか電球に黒い紙を巻いて、一光が外に漏れないようにした」と証言している。しかし、天守は空襲の標的になるとされ、その利用期間は短かった。

昭和20(1945)年8月6日午前8時15分、市の中心部上空約600mで炸裂した1発の原子爆弾により、最盛時の人口約42万人を数えた広島市は一瞬にして焦土と化した。

爆発で生じた衝撃波は爆心地から約980mの距離にある広島城天守を破壊したと考えられる。爆風は爆心地で秒速440m、爆心地から1kmでも秒速160mに達したと考えられ、その破壊力は爆心地から1km地点で1㎡あたり10tの圧力が加わったとされている。

広島城内については、衝撃波と爆風に襲われた天守閣などの城郭建築物及び城跡内の軍事施設は一瞬にして倒壊した。天守は北東に傾きつつ天守台上に崩れ落ちたようで、「天守の上層がそのまま落下した感じで、漆喰や下見板張の雰囲気が少し残ったまま北に斜めに倒れていた」という証言もあった。その後起こった火災で、本丸上段の旧大本営・旧昭憲皇太后御座所、天守以外の城郭建造物がすべて焼失した。本丸の中御門櫓台や二の丸の表御門櫓台には、この時の火災の跡を示す石垣が残されている。

広島の復興

廃墟の街の復興は鉄道・電車などの輸送機関や通信・電力などの復旧から始まり、市民も食糧や物資の欠乏に苦しめられながらも生活の再興をすすめていった。昭和 21(1946)年の秋に広島市は復興都市計画を決定するが、資金難などによりなかなか進捗しなかった。

こうした状況を打開したのが、昭和 24(1949)年 8 月 6 日に公布された我が国最初の特別法「広島平和記念都市建設法」であり、これにより道路・橋梁・住宅などの整備が本格的に進むこととなり、高度経済成長前夜の市域拡張期を迎えた。

(4) 広島城の復興と史跡指定

昭和 26(1951)年に開かれた広島県での第 6 回国民体育大会に先立って開催された体育文化博覧会の一環として、広島城には模擬天守(二代目天守)が建てられた。これは木造の簡易な建物で、国体終了後に解体されたが、天守閣再建を求める市民の声を高める契機となった。

昭和 28(1953)年 3 月 31 日、本丸・二の丸を含む内堀の内側は国の史跡に指定された。その一方で、内堀の外側は戦後の都市開発に伴い、残されていた遺構の多くが壊されたか、もしくは埋め立てられた。昭和 30 年代に入り、各地の城郭復元の動きと呼応するかのように天守閣再建の機運は高まり、広島復興を内外に伝えるために開催された広島復興大博覧会の一環として、鉄筋コンクリート製の天守閣を外観復元することになった。総工費約 3,600 万円を投じた工事は昭和 32(1957)年 10 月 20 日に始まり、わずか 9 か月の工期で翌 33(1958)年 3 月に完成し(三代目天守)、広島復興大博覧会(4 月 1 日～5 月 20 日)の第三会場として使用された後、同年 6 月「広島城郷土館」として開館した。

「広島城郷土館」は築城 400 年を契機に平成元(1989)年にリニューアルされ、博物館「広島城」と改名して多くの市民・観光客に親しまれている。また、史跡内の整備も進められ、原爆によって焼失した二の丸建物群は発掘調査の成果や古写真・図面に基づき、平成 3(1991)年に表御門・御門橋、同 6(1994)年に平櫓・多聞櫓・太鼓櫓が総事業費 15 億円で木造復元された。

4 広島城の構造

(1) 縄張

広島城は、山城や平山城のように山や丘などの自然地形を防御に利用できないため、内堀・中堀・外堀の三重の堀で囲われていた。また防備を強くするため、一部は三重の堀だけでなく河川も利用している。

本丸と二の丸は土橋を経由して南北に配され、本丸南側の二の丸を馬出とし、全体を内堀で囲んでいる。概ね凹字状の三の丸がその東・西・南面に接している。中堀は三の丸の外周を巡り、東西で若干様相が異なるが、内堀北端付近に接続している。さらに、その周囲に四つの郭(外郭)を配し、外堀で囲っている。太田川の流路も西側外堀の役割を果たし、郭の総面積は約 90 万㎡に及ぶものであった。

(2) 郭(曲輪)

①本丸

本丸は東西に比べ南北がやや長い形になっている。また、その周囲を囲う石垣列は、東側・南側は櫓台だけが外側に突き出しており、北側は連続した屈曲が見られる。

上段の北西隅には天守、中央部には本丸御殿があり、下段はそれを囲う形で、西側及び北側・東側は帯曲輪(細長い郭)となっている。下段南側には馬場があり、その周辺に馬屋や塩蔵、米蔵、鉄砲庫、武器庫などがあった。現在は、大天守を除き、本丸内に復元された建物は無い。

本丸上段は現在、北面及び西面の北側の一部が石垣となっているが、東面・南面は法面となっている。なお、本丸上段の北東部にあるのが、福島正則が崩したと考えられる石垣の痕跡である。本丸上段南面の東部には、かつては冠木門があった。また、本丸の虎口(出入口)は2か所存在した。一つは南側の中御門、もう一つは東側の裏御門で、いずれも枳形構造となっている。枳形とは、石垣等で囲った方形の空間を伴う虎口で、虎口を厳重に防備するものであるため、折れ曲がっている。

なお、中御門のある大手口(南側)が城内内側に窪ませた形の「内枳形」であるのに対して、裏御門は城外側に突き出した形の「外枳形」となっている。枳形の場合、外側には防備をより強固にするために門(高麗門)をもう一つ設けて二重構造にする場合があるが、広島城の場合はなかったようである。

②二の丸

二の丸は、本丸の南にある小さな郭である。本丸の中御門とは土橋を介して結ばれ、馬出の構造となっている。広島城の場合は、東西に長い長方形の形をしていた。福島氏時代に造られたとも言われていたが、発掘調査の結果毛利氏時代に造られたものと考えられている。現在は、表御門・平櫓・多聞櫓・太鼓櫓といった主要な建物が発掘調査の成果や古写真・図面によって復元され、馬屋や番所も遺構展示を行っているため、往時を偲ぶことができる。表御門は二の丸の正門にあたる櫓門であるが、西向きに付けられており、その外側にある御門橋は木橋である。

広島城の本丸と二の丸の縄張は、毛利輝元が築城前に訪れた聚楽第を参考にしたと考えられている。

③三の丸

本丸・二の丸を凹型に囲っているのが三の丸で、内堀と中堀に囲まれている(図版 24 参照)。三の丸の虎口は南と北東が枳形になっているが、西側は枳形になっていない。西側の虎口には馬出しが設けられている。北東部の北側・東側の中堀に面していた土塁の一部と思われる遺構が現在も残っている。浅野氏時代の三の丸には藩主一族の屋敷、藩の施設の他、重臣の屋敷などがあった。

④外郭

中堀と外堀に囲まれているのが外郭にあたる。外郭は四つの郭に分けられる。北部の外郭はかつての城北川を利用した外堀で囲われる。東北部の外郭は隅にせり出した形をしており、西部の外郭は川と中堀・外堀に囲まれた広大な郭で、南部の外郭は南側外堀と中堀に囲まれた広大な郭となっている。ここ

も家老などの重臣の屋敷があった。

(3) 石垣

広島城の石垣は本丸と二の丸部分は総石垣(すべて石垣で造られていること)で築かれており、三の丸の外周(中堀)・外郭の外周(外堀)は、櫓がある部分を除き、低い石垣の上に土塁を配した構造になっている。これらは水敵(みずたたき)とも呼ばれる。

本丸上段は現状では西面の半分(北側)及び北面のみ石垣で構成されている。北東部の石垣が不規則に崩れているが、これは城の無断修築を幕府に咎められた福島正則が、自ら破却したと考えられている石垣の痕跡である。なお、発掘調査により本丸上段東面の北端付近で石列や裏込石とみられる石群が見つかったことから、少なくとも東面のこの場所には石垣が築かれていたことが分かった。このことから、本丸上段部分は福島氏の時代まではすべて石垣で構成されていた可能性も考えられる。広島城跡内に現在残っている石垣は主に自然石を中心に加工した石垣と、あらかじめ石をある程度の大きさに整形して積み上げた石垣とに大きく分類される。天守台周辺の石材はカキなどの貝殻が付着しているものが見られることから、広島湾頭の石材が使用されたと考えられる。これらの石は仁保島(現在の黄金山)や江波島(現在の江波山)や倉橋島、江田島といった広島湾に浮かぶ島々の石を使用したと考えられている。また、一部割石なども利用されている。これらの石を積み上げた後、石の表面を整などで整えて見栄えを良くする工夫を行っている。

石垣は度々の洪水や地震などで修復を余儀なくされ、承応2(1653)年の洪水では城下だけでなく、石垣や櫓も大きな被害があったと伝わっている。浅野氏時代には、度々修復が行われた記録が残っている。その他、明治以降の陸軍や昭和期に行われた修復・改変なども見られる。

この他、石垣の隅石の積み方には、石材の長い面と短い面を交互に、それも長い面が短い面の2倍以上の長さにする「算木積」と呼ばれる技法がある。この「算木積」の技術は関ヶ原合戦以降に完成したと考えられているため、広島城では福島氏時代以降に築造されたと考えられる。天守台及びその付近は、「算木積」でない石垣で構成されている部分もあり、一部毛利氏時代の石垣である。その周囲は、「算木積」の石垣が見られることから福島氏時代以降と考えられる。

(4) 堀

広島城を特徴づけるものとして、堀がある。広島市の繁華街の地名「八丁堀」にもその名を留めている。広島城は内堀・中堀・外堀の三重の堀に囲まれていた。広島城の場合、三重の堀がすべてロの字の形で囲われていたわけではなく、北側部分には中堀はない。また、広島城の北西にある四角堀に取水口が設けられ、上流から流れてきた太田川の水が外堀に入る構造になっていたと言われる。そして堀は相互に暗渠などで数か所つながっていたとされる。また、広島城築城の際に運河となった西堂川(現在の鯉城通りの一部)と平田屋川(現在の並木通り・地藏通り等)が南側外堀の近くまであり、運河として使われた。

また、城郭の西側には太田川があり、外堀の役割を果たしていた。城の東側には京橋川もあり、広島湾に注ぐすべての川が堀としての役割を果たしていた。

江戸時代の前期に描かれた「正保城絵図」には、幕府に報告する目的もあって、堀の広さ(幅)及び深さが細かく書かれている。それによると、内堀の深さは一丈(3.3m)で共通しているが、幅は狭い箇所「広十五間」(幅 29.5m)、最も広い箇所「広五十三間」(幅 104.4m)、天守の北側で「広三十二間」(幅 63.0m)となっている。一方、中堀及び外堀は概ね「広十間深一間」(幅 19.7m・深さ 1.97m)となっている。石垣と同様、内堀内を重点的に防備している様子が窺える。

北側の堀は他の堀と比べて蛇行しており、大きく異なる。ここには、かつて城北川という川が流れて

おり、その川の流路を利用した堀が福島氏の時代に造られたと考えられている。また、堀は、時とともにどうしても砂がたまるため、江戸時代後半には堀さらえの記録なども残っている。

明治時代になると、堀はそのまま残されたが、外堀は悪臭が目立っていたことや、国内の内乱の可能性がほぼ消滅し、防備の必要性がなくなったことなどを踏まえて埋め立てられた。外堀は明治 42(1909)年から明治 44(1911)年にかけて、南側(現在の相生通りの一部)及び東側(現在の白島通りの一筋西のバス通り西沿い)、北側が埋め立てられた。また、西堂川もこの頃に埋め立てられて道路となり、これらの道路・道筋には、北側を除き大正元(1912)年に開業した路面電車が通った。

現在残る内堀はその多くが元のままであるが、南西部のもっとも堀幅が広がった箇所は陸軍によって埋め立てられたと思われる。なお、中堀はすべて終戦後ほどなくして埋め立てられて現在は残っていないが、発掘調査によって中堀や外堀跡が確認できた箇所がある。内堀に関しては、数度浄化工事を行ったが、汚染は改善されず、悪臭等が頻発した。そのため、平成 5(1993)年に総工費約 19 億円を投じて「堀川浄化事業」を行い、太田川の水をポンプで汲み上げて内堀の水全体を循環させている。

(5) 天守

①天守の完成時期

広島城は天正 17(1589)年毛利輝元によって築城が開始された。輝元が入城した天正 19(1591)年に完成していたわけではなく、ある程度のところまでしかできていなかった。ただ、どの時期に天守も含む広島城の各所ができていたかを断定できる文書類は乏しい。毛利輝元が広島城に入城した翌年の天正 20(1592)年 4 月、豊臣秀吉が肥前名護屋に向かう途中に広島城を訪れており、その時期の文書がいくつか残されている。

その一つは、安国寺恵瓊ら毛利氏重臣が輝元に報告した記録で、この文書が広島城の詳細を語っているが、解釈が分かれる。そこには秀吉が見たものとして、「東の橋御入口」「一御門」「甲丸両所」「御殿」といった、場所が断定できないが城内の郭や建造物などと考えられる記載がある。この時、秀吉は「御殿」へ上って内外を眺めて感心しているが、ここでの「御殿」は本丸御殿を、「甲丸両所」は本丸と二の丸を指すと考えられ、天守はまだできていなかったものと推測されてきた。しかし、常陸の大名佐竹氏の家臣であった平塚瀧俊の書状に、広島城について、「石垣・天守等見事なる事申すに及ばず候」という記述がある。通説では、秀吉が広島城に立ち寄った天正 20(1592)年 4 月 11 日には、天守は完成していなかったと考えられていた。ところが、この平塚瀧俊の書状は秀吉が広島城を訪れた頃とほぼ同じ 4 月上旬頃、肥前名護屋に向かう途中、見聞きしたことをまとめたものであることから、この時にすでに天守があったという見解も出ている。この場合、「御殿」は「御殿主(天守)」の誤記であるという解釈である。内外を眺めたというのも、高いところというニュアンスが読み取れることから、天正の末年には既に天守ができていた可能性も考えられる。一方、建築学的な観点からも、慶長年間に建てられた天守であるという見解もある。様々な説も決定打に欠けるため、今後の検討課題であろう。

②天守全体について

一般的に、天守は望楼型と層塔型の 2 種類に分類される。望楼型は古式の天守の建築様式で、主に入母屋造の屋根のある建物の上に櫓(望楼)を乗せたような形式である。広島城はこの望楼型で、二層二階の入母屋造の建物の上に、三層三階の望楼を乗せた形になっている。広島城築城当時は、天守台(天守を築くための石垣の基壇)の平面を正確な長方形に造ることが技術的に難しかったため、ゆがんだ長方形平面を持つ建物の上に望楼を乗せるような形式をとってゆがみを修正している。広島城と同時代の天守は、すべて望楼型である。

広島城天守は、先述したとおり毛利氏時代のものと考えられており、築城当時のものが原爆投下時まで残っていた。その範囲は、大天守と南側にある渡櫓の残り、現在は復元されていない東側渡櫓までで

ある（図版●）。一般的にはこのような姿だと思われがちであるが、広島城の本来の姿は現在とは異なり、図版●にあるように、大天守の南及び東に三層三階の小天守を2つ従えて、それぞれを渡櫓で結んだ連結式の天守であった。小天守を複数連結する形式の城は他になかったことから、この本来の姿こそが広島城をもっとも特徴づけるものだったといえよう。そして、広島城の大天守の天守台は、小天守より一段高い場所にあり、天守台の下からの高さは12.4m、天守の高さは26.6mとなっている。大天守は、高さ約30mの大坂城よりは少し小さかったが、同じ頃造られた可能性のある岡山城の約24mをしのぐ大きさであることに加えて、先程述べた小天守を含めた天守群の規模では大坂城に見劣りしないものであった。

現在の広島城三代目天守は、原爆による痛手から回復し、広島復興を内外にアピールするシンボリック建物として外観復元という形で再建された。再建に際して、火災に弱い木造ではなく、当時恒久建築と考えられていた鉄筋コンクリートが採用されたのは、高度経済成長期という時代背景を考えると、当然の帰結だった。しかし、いざ天守を再建してみようとする、懸魚の形や鉄砲狭間の形状、瓦の模様など、細かなことが意外とわからず、他の城郭の事例や、広島城内で見つかった遺物を参考にしたり、様々な専門家を交え検討したりした。外観は宮大工が設計などを担当し、戦前の写真の分析には警察の鑑識課が協力した事例などもある。市民からの情報提供などの協力もあった。設計や分析と建築作業が同時進行し、短い工期で完成させた。広島城天守は、近代建築の身体に歴史建築という衣を纏った、戦後の新しい時代を体現する復興の産物「ヒロシマの城」でもあった。しかし、復元範囲は戦前まで残っていた大天守とその南側の渡櫓の一部で、東側は復元されなかった。

③天守の外観

城の外観を特徴づけるものとしては、外壁の下見板張が挙げられる。下見板とは、壁の仕上げに貼った板である。現在の下見板は板に煤と柿渋を混ぜた墨を塗ったものであるが、広島城はかつては黒漆塗りであったとも言われる。下見板のない部分は木材の上に白壁を塗った大壁造であったが、第五層（最上階）のみは材木を白壁で塗り込まない形式（真壁造）となっている。

一方、下見板張に対して、姫路城に代表される塗籠は表面を白い漆喰で塗る形式である。外観としては塗籠が美しいが、耐久性は下見板張が勝っている。

天守屋根は他の近世城郭と同様、本瓦葺である。近年、広島城では金箔瓦の出土し、天守や本丸内の建物にも使用されていた可能性もあるが、本丸での出土は確認されていない。また、天守には、火難から守るための鯨瓦があるが、こちらも金箔の鯨瓦であった可能性がある。なお、平成21(2009)年に上八丁堀地点で出土した金箔鯨瓦（※）はその大きさから天守のものではない。

※ 平成21(2009)年、中堀と外堀に挟まれた東側の外郭にあたる広島城上八丁堀地点の発掘現場の井戸の中から、雌雄一対の金箔押鯨瓦及び鬼板瓦が発掘された。金箔の残り具合が良かったことや、ほぼ完全な形での発掘であったことから、注目を集めた。大きさは雌が高さ66.6cmで全長56.3cm、雄が高さ69.5cmで全長60.9cmであるため、天守の鯨瓦としては小さく、出土地近くの門あるいは櫓に使用されたものと考えられている。金箔瓦の特徴から、毛利氏時代のものと考えられ井戸が福島時代のものと考えられているため、福島氏時代もしくは浅野氏時代の初期に屋根から下ろされて、井戸に埋められたものと考えられている。

天守の外観を引き立てているものとして、破風がある。広島城の大天守には入母屋破風（入母屋造の屋根の端部）や千鳥破風（屋根に乗せた三角の小屋根）と比翼千鳥破風（千鳥破風を二つ並べた形式）などが見られるが唐破風（丸みをおびた屋根）はない。ただし、近年、東小天守東面の軒に唐破風が使用されていたことが古写真から確認された。その他、破風を飾る飾りに懸魚がある。現在の三代目天守は「梅鉢懸魚」、「蕪懸魚」、「三花蕪懸魚」の三つを用いているが、築城当初からあったと考えられるものを再建時に想定復元したものである。

第五層には回廊(廻縁)と手すり(高欄)が設けられ、格式の高さを示すものとして知られており、昭和6(1931)年の国宝保存法による指定の理由にも外観の下見板張などとともに、「最上層に高欄を設くるなど、現存天守中、古制を遺せるものにして、すこぶる荘重の外観を呈している」と評されている。その他、最上階の第五層には禅宗の社寺で使用されていた、釣り鐘型の華頭窓と呼ばれる豪華な窓が採用されていた。また、大天守の一階の北西隅には、袴腰型と呼ばれる、角部分が突き出した型の石落しが設けられており、外敵に対して防御する工夫が見られる。

なお、天守は木造であったため、柱を支える礎石があったが、小天守の礎石の一部は現在も小天守跡に露出している。また、大天守の礎石は、再建した際に天守下南東側の場所に移築保存されている。

④天守の内部

戦前の内部様子を書いた資料によれば、「内部の柱は地方産の松で、太さは九寸角。鉋削りもしていない」と書かれている。内部を撮った写真もわずかに残っているが、それを見ても、外観と比べて、内部は簡素で松の丸太の梁をむき出しの状態だったことがわかる。当時の毛利氏の財政事情に加え工事を急ぎ、得やすい材料を用いたからとも言われる。天守は外観だけの象徴であることから、内部を簡素に仕上げ外観に心血を注いだとの見方もある。広島城の大天守は五層(五重)五階となっている。姫路城など屋根の層と内部の階が一致しない城がある一方で、広島城は屋根の層と内部の階が一致する城である。

(6) 天守以外の建造物

①本丸御殿

広島城の本丸御殿は面積約5,000坪の広島城上段の中央部分にあり、御殿としては広大な面積を誇った。藩主は天守に住んでおらず、御殿を住居としていた。江戸時代においては、本丸御殿が藩政の中心として位置していた。藩政を行う表向としては、公的な謁見・儀礼空間である広間がある表御殿(玄関・小広間・大広間・書院)、藩主の公邸にあたる中奥(居間・寝間など)があり、その奥に藩主の私邸にあたる奥御殿があった。本丸御殿は藩政時代を通して同じではなく、一部の建物が建て替えられたり増築されたりしたことが記録に残っている。天守の下には庭園があった絵図などもある。そして江戸時代の後半には、屋根が柿葺から瓦葺に改められた。

本丸御殿は明治7(1874)年に火事で焼失したと言われている。しかし、公文書には兵営から出火して焼失したと書かれ、御殿の記載がないことから、明治時代初頭に取り壊されたとも考えられる。

また、広島城には三の丸にも御殿があった。三の丸の西南隅に位置していたが、そこには三の丸稻荷社が造られ、明和5(1768)年頃に御殿を一部取り壊して稻荷社を拡張したようである。

②門(中御門、表御門など)

一般に城郭の門には、櫓を伴う櫓門という形式の門と単層の門がある。広島城の場合、戦前まで残っていた門はいずれも櫓門である。本丸の南側にあった中御門、二の丸にあった表御門(現在は復元)、本丸の東側にあった裏御門(ただし1階の門部分のみ)である。櫓門とは、1階を門、2階を櫓とし、門の上から監視や、射撃ができる構造となっており、桁形にある櫓門はまさに効果的だったと思われる。絵図などによって、櫓門(『広島藩御覚書帖』の表記では御門櫓)は全部で12か所あったと記載されている。

表御門は戦前の実測図によれば、真壁造と呼ばれる、長押を白木のまま見せる方式であった。また、同じく戦前まで残っていた中御門は扉に鉄板を打ちつけたいわゆる「鉄御門」で、重要な門でしか使用されない格式のあるものであった。

また、城の正門である大手門(壱丁目口御門)は現在の相生通り(紙屋町西交差点)にあった。江戸時代末にこの門を撮影した写真が残されている。単層の門には、冠木門、薬医門、高麗門、棟門などがあるが、広島城は全部で9か所あったと言われ、すべて冠木門である。本丸下段から本丸御殿へと上がる場所に

は冠木門があった。

③櫓群（太鼓櫓など）

広島城を特徴づけるものとして、櫓群がある。櫓とは、城の有事の際の防衛拠点であり、物資・兵糧・武具武器を収納する倉庫でもあった。効果的に守るため、主に隅部分などの重要箇所配置され、有事の際には物見なども行われていたが、広島城ではそれ以外の場所にも櫓が多用されているのが特徴である。櫓には、物見台として重視される二重櫓（二階建ての櫓）のものと、平櫓（一階建ての櫓）があった。江戸時代中頃の記録『広島藩御覚書帖』や、江戸時代後期（文政5（1822）年）の地誌『知新集』には、広島城には櫓が88か所あったとされ、『広島藩御覚書帖』による内訳は、二重櫓が33か所、平櫓が29か所、御門櫓12か所、それ以外に長櫓5か所と走櫓6か所であり、この他にかつて櫓があったものとして櫓台が3か所と記載されている。「正保城絵図」と比較して欠損部を補うと、二重櫓が2つ増えて35か所、平櫓が1つ増えて30か所になると考えられる。戦前まで残っていて、現在復元されているものは、二の丸内にある太鼓櫓、平櫓、多聞櫓がある。太鼓櫓は、二の丸復元建物群の中の最も東側に位置する櫓で、復元されているものの中では唯一の二重櫓である。本来二階に太鼓があり、時報の役割を果たしていた。平櫓は南西にある1階の隅櫓である。多聞櫓とは長屋を意味する多門から来ており、細長い櫓のことをいう。櫓と櫓をつなぐ長屋的な構成となっており、この櫓の場合は太鼓櫓と平櫓をつないでいる。

④史跡外に残る広島城の建造物

広島城の建物は原爆投下まで残っていた建物群がすべて倒壊もしくは炎上したが、県内各地に一部旧広島城の建造物と伝わるものが残されている。いずれも明治の初期に広島城からそれぞれの場所に移築されたことで原爆の惨禍を免れた文化財である。広島県安芸郡府中町にある多家神社には、浅野氏時代初期に三の丸にあった三の丸稲荷社の建造物の一部である宝蔵が残っている。稲荷社の社殿は明治初期に広島城三の丸から移されたが、大正4（1915）年に火災により宝蔵を残して焼失した。広島県安芸高田市吉田町にある法圓寺には、広島城東側外堀にあった京口門のものと伝わる門扉が山門に使用されている。明治初頭に城郭建造物は不要となったことで売りに出され、その際に当時の住職が購入したものと伝わる。また、広島市中区の修道学園内には、広島城三の丸にあったと伝わる学問所内の土蔵が移築されている。この土蔵は明治初頭に移築され、広島市東区内で使用されていたものである。老朽化を機に学問所にあった藩校「修道館」の流れを汲む修道学園がある現在地に移転して、修繕の上、平成26（2014）年に竣工したものである。切妻造、本瓦葺の建物はかつて書庫として使用されたとも伝わる。

（7）縮景園

縮景園は広島藩浅野家の別邸として、茶人として名高かった家老上田宗箇の指揮の下に元和6（1620）年築庭された大名庭園である。当初の庭は素朴で力強く、武家風の茶の精神に相応しい姿をしていたと言われている。以後、歴代藩主によって愛好され、修飾が加えられていった。浅野家第7代藩主浅野重晟は、宝暦8（1758）年の宝暦の大火によって被害を受けた園内の改修・拡張を行い、さらに天明3（1783）～8（1788）年には京都の庭師清水七郎右衛門を招いて大改修を行い、現在見られるような姿となった。広島城同様、原子爆弾によって壊滅的被害を受け、建物・樹木はほとんど焼失したが、現在では昔の姿をほぼ取り戻している。

第2節 指定に至る経緯

広島城跡では、昭和23(1948)年6月に原爆投下により消失した大本営跡の史跡指定が解除された。一方、昭和28(1953)年3月31日付けで内堀の内側が史跡として指定された。

昭和31(1956)年には、城跡を含む一帯が中央公園として整備することが都市計画決定され、以後都市公園として整備されて現在に至っている。昭和31年に宗教法人広島護国神社が本丸下段に建設され、次いで昭和33(1958)年の復興博覧会に伴い、天守閣が鉄筋コンクリートによって復元的に再建され、広島城郷土館として利用されている。

広島城跡の史跡指定については昭和25(1950)年9月16日広島県教育委員会から史跡として仮指定を受けたと伝えられるが、当時の経緯について明らかにし得なかったため、今後継続して仮指定に至る経過について調査を行うものとする。

第3節 指定の状況

1 指定告示と指定説明文

広島城跡の史跡指定は昭和28年3月31日であり、次のように官報告示された。

文化財保護委員会告示第19号

文化財保護法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第百三十一号)による改正前の文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第六十九条第一項の規定により、昭和二十八年三月三十一日付をもって、次のとおり指定した。

昭和三十一年五月十五日 文化財保護委員会 委員長高橋誠一郎

説明文

種別 史跡

指定 昭和28年3月31日(31年5月15日官報告示第19号)

所在地 広島市

指定の理由

イ 史跡名勝天然記念物指定基準

史跡の部 第2類

ロ 説明

天正十七年毛利輝元は郡山城から移って初めてこの地に築城、文禄二年これを竣えたといわれる。関原没後、毛利氏転封の後を承けて、福島正則にこれを領して修築を行ったが、元和五年幕府の忌諱[原文は言+五+早]に觸れて封を奪はれ、同年七月浅野長晟これに代わって領した。爾来山陽道の鎮として重きをなし明治維新に至り廢城となった。

城は太田川河口の平地中に営まれ、本丸は南北に少々長い矩形を為している。

これを守って堀を巡らし、大手虎口を固めて堀の内に狭小な二の丸が設けられ、この本丸、二の丸は更に三の丸惣構によって囲われている。いま遺るところの旧経始は本丸と二の丸及びその堀であって、他は早く失はれているが、天守台を始め、石垣、虎口等旧規よく遺存し、殊に島岐状に設けられた二の丸はこの種の遺構が多く失はれている現在、築城史上貴重である。

指定地域等に関する事項

郡市区	町村	大字	字	地番	地目	地籍	所有者・占有者の住所及び氏名または名称	備考
広島市	基町			1 番の内		9,019 坪 6,432 坪	文部省 大蔵省	本丸及び二の丸跡
				〃		20,244	大蔵省所管	堀並びにその周辺、ただし、周辺は、堀外側石垣に沿う 6 尺幅の地域

指定範囲については、第●図に示す。

2 管理

史跡広島城跡の管理団体指定は昭和 32 年に文化財保護委員会委員長から、広島市が管理団体となるよう要請があったため、これを受けて下記同意書を提出した。

同 意 書

文化財保護法の規定により、広島市が左の指定物件の管理団体に指定されることに同意いたします。なお、このことについては、広島市長においても同意済みである旨を申し添えます。

史跡 広島城跡
昭和三十三年八月一日

広島市教育委員会委員長
奥田達郎

文化財保護委員会委員長
河井彌八殿

以上の同意書に基づき、次のように管理団体が指定された。

文委管第 54 号
広島市

文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)第 71 条の 2 第 1 項および第 95 条第 1 項の規定により史跡広島城跡(昭和 31 年文化財保護委員会告示第 20 号)を管理すべき地方公共団体として、貴市を指定します。

昭和 34 年 3 月 2 日

文化財保護委員会
委員長 河井彌八

また、同日付けで文化財保護委員会告示第8号で官報告示された。

第3節 指定地の状況

1 土地所有関係

史跡広島城跡はその殆どが国有地(財務省・文部省)であるが、一部宗教法人広島護国神社の所有地となっている部分がある。土地所有関係について、史跡内土地所有状況を第●表に、周辺の土地所有状況を第●表に示した(第●図)。

なお、宗教法人広島護国神社が現在地へ移転した経緯について以下に示す。

S. 20. 8. 原爆被爆により旧護国神社(現商工会議所付近)が全壊した。

S. 21. 11. 中央公園の都市計画決定(70. 48ha)

S. 27. 4 護国神社復興奉賛会が結成され、新社地の検討に入る。

広島市では、復興都市計画のなかで護国神社の旧社地を中央公園内児童センターとして計画決定したため、広島城跡内への移転に向けて、各方面へ度重なる請願が行なわれた。

S. 30. 11 護国神社移転について、文化財保護委員会において内定。

S. 32. 9 広島城跡内旧陸軍第五師団指令部跡地に広島護国神社を移転し建物を建設することについて文化財保護委員会から許可。

S. 33. 10 境外地(1, 500坪)をラジオ中国株式会社に譲渡(史跡隣接地 275坪 18を使用禁止する旨の条件を付す)。

第●表 史跡内土地所有者一覧

所有者	面積㎡	住所	備考
国	28, 821. 47	広島市中区基町 21~1	文部省所管行政財産(文化庁所管)
国	84, 240. 36		財務省所管普通財産
宗教法人広島護国神社	4, 958. 00	同上 21~2	公簿面積
計	118, 019. 83		

第●表 史跡広島城跡周辺の土地所有状況

所有者	所有箇所
国及び関係機関	中央公園(旧中央バレーボール場 7, 684㎡、三の丸のうち約 4, 500㎡)、基町高層アパートの敷地、国の機関など敷地、国道 54 号の区域など
広島県	県庁本館、東館、広島中央警察署などの敷地
広島市	基町高等学校、白島小学校、広島市水道局、市営基町駐車場、通信病院旧外来棟(被爆建物)の敷地、京口門公園、市道の区域など
広島市立病院機構	広島市民病院の敷地
民間	NTTの施設(基町、上八丁堀)、日本郵政グループ関係の施設(基町、上八丁堀)、RCC中国放送(基町)、広島護国神社、その他商業・業務施設などの敷地

第3章 史跡の本質的価値

第1節 史跡の本質的価値

1 本丸や二の丸などに日本を代表する広大な城域を誇った城郭跡を残す平城

現在の広島城の史跡指定範囲は、現存する本丸及び二の丸とその周囲の堀からなるが、かつての広島城は、約90万㎡もの広大な城域を誇る西日本有数の大城郭であった。「安芸国広島城図」(広島城蔵)や「広島全景図」(広島城蔵)には、2基の小天守を従えた五層五階の大天守が位置する本丸を中心に、城の西側の太田川をはじめ、城郭を取り巻く堀に面して多数の櫓を建ち並べた壮麗な姿がうかがえる。

指定説明文には、「城は太田川河口の平地中に営まれ、本丸は南北に少々長い矩形を為している。これを守って堀を巡らし、大手虎口を固めて堀の内に狭小な二の丸が設けられ、この本丸、二の丸は更に三の丸惣構によって囲われている。いま遺るところの旧経始は本丸と二の丸及びその堀であって、他は早く失はれているが、天守台を始め、石垣、虎口等旧規よく遺存し、殊に島岐状に設けられた二の丸はこの種の遺構が多く失はれている現在、築城史上貴重である。」とあり、天守台や櫓台、残存する虎口に加え、馬出しとして利用するために造営された二の丸の価値を評価している。ことに馬出しの二の丸は消失しているものが多い中で、残存する非常に貴重な遺構と位置付けられている。

2 石垣に見られる城郭史

広島城には、城主の時代の特徴を反映した石垣が残っている。

毛利輝元が天正17年から10年をかけて築城した際の石垣は、海岸や島で集めた石を積んだ野面積が多く、算木積は未完成であった。この時期に積まれた石垣として、中御門跡の石垣や天守台の石垣がある。天守台の角石は傾斜をつけるために手間のかかる加工が施されている。このような類例は広島城以外には見られないものとされている。

毛利氏改易後に城主となった福島正則の時期には、打込はぎと呼ばれる手法で、算木積みもほぼ完成形となっている。この時期には本丸上段の周囲は石垣だったと推測されるが、徳川幕府の指示により正則が崩した石垣の跡が今でも本丸北東隅の石垣に残る。この石垣では、明瞭に毛利時代の野面積みと正則が改修した打込はぎが観察できる。また、正則の時代の石垣の石材には、39種200箇所刻印が施されている。

福島氏改易以後城主となった浅野長晟の時期には、打込はぎで完成形算木積みにより石垣が整備された。小天守台南側の隅石では長辺が極めて長い算木積が観察できる。

第2節 近代遺構としての視点

原爆投下に関する歴史を刻む拠点

城郭としての性格が失われた明治時代に破却されず、その特性を軍関連施設として利用された経緯を持つ城郭は全国に例も多い。しかし、広島城の天守をはじめとする近世城郭や城内の軍関連施設の歴史的建造物は、昭和20年の原爆投下により他の城郭とは全く異なる終焉を迎えることとなった。

幕藩体制が終焉を迎え、新政府が樹立されて以降、明治4(1872)年鎮西鎮台第一分営が設置されたのを皮切りに、明治27(1895)～28(1896)年の大本営設営を経て様々な軍関連施設が置かれ、軍都を象徴する場となった。こうしたことなどを背景に原爆投下に至り、壊滅状態となった城跡は、来訪者に城郭としての評価とは異なる視点を与えている。この時期の遺構として残存する近代の遺構には大本営跡を始めとする軍関連施設をはじめ、原爆により被熱を受け赤変した石垣の石材や被爆に耐え生き残った被爆樹木などがある。これらについては、本来の城跡としての本質的な価値とは性格が異なるが、広島城の

来訪者に新たな視点を与える重要な要素として取り上げたい。

第3節 構成要素の特定

史跡広島城跡における保存管理の方法とそれに基づく現状変更の取扱基準を定めるとともに周辺の文化財的環境の保全をはかるため、広島城の本質的価値に係る遺構を「史跡の本質的価値を構成する要素」として特定する。また消失した本質的価値を補完するために整備された遺構の復元表示等について、「史跡の本質的価値に準ずる価値を構成する要素」として特定する。

史跡外に残る旧城郭範囲の遺構については、史跡と一体的な活用を図るために保全する必要性があることから、史跡外縁部、旧広島城外郭範囲、その他の地点に分けて、遺構の所属時期や活用状況、土地利用状況を踏まえて整理を行う。併せて、史跡と関連性が深い要素も特定する。

史跡広島城跡を構成する主要な空間については、史跡指定範囲内と史跡指定範囲外に分けて特定し、史跡指定範囲内については、①本丸上段、②本丸下段、③二の丸に分けて要素を特定する。史跡指定範囲外については④国指定史跡外縁部⑤旧広島城範囲(三の丸・東西南北の外郭)⑥その他に分けて要素を特定する。

なお、「保存管理計画」では、広島城に関連のある遺構について、地上遺構・地下遺構・大本営及び旧軍関連遺構・史跡外の遺跡に大別し、保存状況を調査し保存管理を進める検討を行ってきた。その後「整備基本計画」では、この分類に従い整備方針を定め計画を策定し整備を実施している。

本計画では、地上遺構・地下遺構について史跡の本質的価値を構成する要素として特定する。大本営及び旧軍関連遺構については、城郭としての評価を示す地上遺構・地下遺構とは異なり、前節(3)で示したように広島城に新たな視点を与える要素であることから、史跡の本質的価値に準ずる要素として取り扱う。④については、史跡とともに活用に資するものとして取り扱う。

(1) 史跡指定範囲内

国指定史跡を構成する要素として、広島城の本質的価値に係る遺構を「史跡の本質的価値を構成する要素」として特定する。また「史跡の本質的価値に準ずる価値を構成する要素」としては、消失した本質的価値を補完するために整備された遺構の復元表示等とともに、大本営跡及び旧軍関連遺構から特定する。

以下挿表

(表について：【広島城跡_地物一覧】史跡範囲内、史跡範囲外に分割し、A4 タテで掲載予定。現状は対象となる地物が特定しきれないため、全体表として作業中)